

令和7年 第2回定例会

浦 白 町 議 会 会 議 録

令和7年 6月12日 開会

令和7年 6月12日 閉会

浦 白 町 議 会

浦臼町議会第2回定例会 第1号

令和7年6月12日（木曜日）

○議事日程

- | | |
|----|---|
| 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | 会期の決定 |
| 3 | 諸般報告 |
| 4 | 行政報告 |
| 5 | 一般質問 |
| 6 | 報告第1号 継続費繰越計算書の報告について |
| 7 | 報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 8 | 報告第3号 浦臼町土地開発公社の経営状況の報告について |
| 9 | 議案第27号 令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第3号） |
| 10 | 議案第28号 令和7年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 11 | 議案第29号 第5次浦臼町総合振興計画の策定について |
| 12 | 議案第30号 浦臼町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について |
| 13 | 議案第31号 浦臼町税条例の一部を改正する条例について |
| 14 | 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 15 | 意見書案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書 |
| 16 | 所管事務調査について（総務産業常任委員会） |

○出席議員（8名）

議長	8番	小松正年君	副議長	7番	柴田典男君
	6番	静川広巳君		5番	中川清美君
	4番	野崎敬恭君		3番	高田英利君
	2番	土屋慎一君		1番	砂場明君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	川	畑	智	昭	君
副	町	長	石	原	正	仲	君
教	育	長	河	本	浩	昭	君
務	課	長	城	宝	睦	己	君
総	務	幹	安	田	良	弘	君
務	課	幹	早	坂	隆	広	君
住	民	長	明	見	将	幸	君
住	民	幹	日	田	幹	夫	君
福	社	長	國	藤	淑	恵	君
産	業	長	齊	狩	範	一	君
産	業	幹	馬	崎		哲	君
建	設	長	山	嶋	俊	文	君
会	計	者	上	田	帯	刀	君
教	育	長	中	井	正	樹	君
事	務	幹	横	田	修	司	君
農	業	長	小	田		勝	君
代	表	員	位	田	政	廣	君
	監		笹	木			
	査						
	委						
	員						

○出席事務局職員

局	長	國	田	朋	子	君
書	記	藤	澤	翔	太	郎
						君

◎開会の宣告

○議長（小松正年君）

本日の出席議員は8名です。

定足数に達しております。

ただいまから、令和7年第2回浦臼町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（小松正年君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松正年君）

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、1番砂場議員、2番土屋議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（小松正年君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの6日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月17日までの6日間と決定しました。

◎日程第3 諸般報告

○議長（小松正年君）

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、令和7年第1回定例会以降、本日までの議長政務報告をお手元に配付してありますのでお目通し願ひ、主なもののみ報告いたします。

5月20日、中空知町議会議長連絡協議会第1回定期総会が奈井江町役場で行われました。令和6年度事業報告並びに令和7年度事業計画を協議し、中空知町議会議員親睦交流会を奈井江町パークゴルフ場及び砂川パークホテルで開催する予定となっております。道外政務調査を11月9日から11日、三重県多気町を視察、その後は全国町村議会議長会に参加することにしております。定期総会終了後、中空知5町「町

長・議長懇談会」を開催したところでございます。

6月10日、北海道町村議会議長会第76回定期総会がホテルポールスター札幌で行われ、参加してまいりました。各14地区から提出議題を募り要望活動を行う予定となっており、空知からは安定した医療提供体制の維持について提出いたしました。

以上、報告といたします。

次に、監査委員より令和7年3月から令和7年5月に実施した例月出納検査結果の報告がありました。その写しをお手元に配付してありますので、ご承知願います。

次に、総務産業常任委員長より所管事務調査の報告がありました。その写しをお手元に配付してありますので、ご承知願います。

以上、3件について報告済みといたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（小松正年君）

日程第4、行政報告を行います。

初めに、町長から行政報告の申し出がありました。

これを許します。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

おはようございます。

令和7年第2回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつと行政報告を申し上げます。

さて、本日をもって召集いたしました第2回定例会では、議案5件、報告3件、諮問1件を上程いたしております。各議案提出の際には詳細にご説明をいたしますので、十分にご審議をいただき、町政発展のため議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

さてこの際、第1回定例会以降の動静につきましてご報告を申し上げます。

まず、昨年の夏場から始まった令和の米騒動は、1日としてテレビ・新聞に登場しない日がないという状況が続いております。現在は政府備蓄米の緊急放出によって米価がわずかですが下落傾向を見せており、今後この対応がどのような影響を与えていくことになるのか、水稲主産地では誰もが重大な関心を持って見守っているところでございます。

先月9日に地域再生協議会が開催され、昨今の米不足に対応した生産の目安の追加配分が行われたと報告されました。本町では約57ヘクタールの主食用米の作付が適宜配分されたところですが、一方で、飼料用や加工用米の作付が減るという事態も発生しております。需給バランスの動向が心配されるころではございますが、誰にとっても決して望ましいとは言えない状況が続いており、政府には一刻も早く明確で実効性のある解決策を打ち出し、生産者、消費者双方にとって有益な安定した状況をもたらしてくれることを強く期待するものでございます。

次に、今年度から北海道農政部が開始いたしました新規参入の受入れ体制モデルの構築・横展開事業の対象3地区の一つに本町が選定された件は先にご報告したところですが、先月27日に第1回勉強会が行われました。道からは本庁、空知総合振興局改良普及センターからは担当職員が見えられ、現状確認や今後の方向性について意見交換が行われました。対象作物が水稲ということもあり、決して容易ではないということは共通認識とするところですが、道のご支援をいただきながら体制づくりに取り組んでまいりたいと思います。

最後になりますが、今月6日に町立診療所の建設現場の視察に行つてまいりました。2日前には足場が外され、外観をご覧いただけるようになりましたが、内部はまだこれから8月末の完了に向け、工事が進められることとなります。適切な時期がまいりましたら議員の皆様へ視察のご案内をさせていただこうと考えているところです。

行政報告につきましては以上です。

○議長（小松正年君）

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。

これを許します。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

おはようございます。

議長の発言のお許しがございましたので、第1回定例会以降の教育行政報告につきまして、お手元の報告書をお目通しいただき、何点か報告をさせていただきます。

4月7日に小中学校の入学式が行われ、小学校につきましては12名、中学校は7名の新入学児童・生徒を迎え、新学期が始まりました。

順調に教育活動が行われており、5月30日開催の中学校の陸上記録会、順延し6月8日開催の小学校の運動会につきましても無事終了をしております。多くの来賓にお越しをいただき、子どもたちの元気な様子をご覧いただき、ご声援を賜り、感謝を申し上げます。学校と地域の関わりをより一層深めていければと思っております。

4月10日のみどり学園入園式におきましては、5名の新入園生を迎え、昨年度より3名増の42名でスタートをしております。

4月14日の浦臼町の義務教育学校の設置に向けたキックオフミーティングにつきましては、空知教育局から金田教育局長が来庁され、小中学校の校長とともに意見交換を行っております。今後の教育活動、学校経営と小・中の連携に生かしてまいりたいと考えております。

4月21日の浦臼町歴史文化アドバイザー辞令交付式につきましては、町から元坂本龍馬記念館学芸課長でございます前田幸恵さんに委嘱をいただき、21日から23日までの3日間、郷土資料館の坂本龍馬コーナーの展示のリニューアルを行っていただきました。前田さんにはSNSや講演会での情報発信も行っていただき、多くの皆様のお越しを期待するところでございます。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（小松正年君）

これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（小松正年君）

日程第5、これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位1番、砂場明議員。

砂場議員。

○1番（砂場明君）

令和7年第2回定例会におきまして、一般質問をさせていただきます。

私からは多世代交流施設えみる一周年を迎えてということで町長に質問いたします。

先日えみる1周年を迎え、5月10日に記念行事を、悪天候にも関わらず大盛況の中終えることができました。今後に向けてこの1年を振り返ってみてはどうかと思い今回質問いたします。

令和6年5月2日にオープンして以来、さまざまなイベントや交流の場として利用され、1年間の延べ来場者数は1万5323人になりました。現在の浦臼町の人口の約10倍の人数に当たり、町長が言われた「賑わいを取り戻す」という意味合いでは、一定の成果を表す十分な数字ではないかと思われまます。

大規模イベントも10件ほど行われました。ちょっと内訳を説明させていただきますと、まず最初に、ありがとう札沼線フェスタが783名、次いで北の龍馬まつりで約400名、ふれあい祭り約350名、ハロウィンパーティー約180名、王子江絵画展337名。それが3桁行っておりまして、あと2桁で、こども園のなかよしコンサートが2回と劇団森組の芝居が2件、各種さまざまな行事が行われました。今後も会場利用の問い合わせが来ているとのことでありますので、楽しみにしております。

これからはイベントだけではなく、事業としても施設を利用していくことも考え、収益を上げていくことや、サービスを提供できる体制づくりも大切だと感じます。

今後の利用方法などをどのように考えているのか、より良く更に利用していただく施設にするためにはどのようなことができるのか、議論を深めたいと考えております。

そこで、次の4点について町長にお伺いいたします。

この1年間を振り返って全体的な感想はどうでしょうか。

次に、今後どのような取り組みが考えられますか。

3番目として、高校生以下の児童・生徒の利用について減免の声もあるが、どう考えますか。

4番目、事業者が施設利用する場合の出店料等を決めてはどうかと思います。

以上、答弁よろしくお願いたします。

○議長（小松正年君）

答弁お願いいたします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

砂場議員のご質問にお答えいたします。

初めに、昨年5月2日にオープンいたしました多世代交流施設「えみる」の開設後の1年を振り返っての感想とこのことですが、議員のご質問にもありますとおり、開設以来、多くの皆様にご利用いただいております。大変ありがたく思っております。また、この1年大きなトラブルもなく順調に運営していただいたことに安堵しているところでございます。

地域イベント開催時はもちろんのこと、平時においても小さなお子様から高齢者の方々まで幅広い世代に活用いただいていることは、目的とした「町の賑わいを取り戻す」の実現に向け、初めの1歩を踏み出すことができたのではないかと感じております。

ただ、まだようやく1年です。私は昨年のオープニングイベントの際に、「町民の皆様のさまざまなご意見やご要望をいただくことによって、より良い施設へと成長させていきたい」とお話しさせていただきました。今後とも管理いただいている社会福祉協議会と連携し、町民の皆様が親しまれ、愛される施設となるよう努めてまいりたいと思います。

続いて、今後の取り組みでございますが、町主体の取り組みとして具体化しているものとしては、本年9月に王子江画伯水墨画教室の開催と連動し、2度目の絵画展の開催を予定しています。開催初日には王先生を招いてのオープニングイベントも企画しており、各種媒体を通じて周知を図り、多くのご来場につなげていきたいと思っております。

このほか、多数のキッチンカーを迎えてのイベント、近隣市町で製造されているお酒に関するイベント、旧JR札沼線関連のイベントも企画段階にあると聞いています。

また、地域住民の方々が主体となり企画するイベント等につきましても、指定管理者とも連携し、町として可能な限りの協力をさせていただきますので、まずはご相談をいただければと思っております。

3点目の利用料減免についてでございますが、当施設の設置及び管理に関する条例施行規則におきまして、こども園及び小中学校の児童・生徒の教科活動や健全育成を目的とした使用に関しては減免が可能となっております。

ただ、指定管理者との情報共有の中で、高校生のカラオケ設備の利用に関し、料金がネックとなり利用を見送った事例もあると確認しているところでございます。

この件に関しましては、学校教育現場における方針や指導との整合性を優先し、長時間利用などの不適切行為の誘発を避け、児童・生徒の健全な育成と地域住民の皆様が安心してご利用いただける環境づくりを図る必要があることから、年齢による一律の減免措置を講ずることにつきましては、慎重に判断する必要があると考えていると

ころです。

4点目の事業者が利用する場合の出店料につきましては、営利目的の利用であり、目的外使用と判断されることから、当施設の設置及び管理に関する条例により、利用料金の2倍の金額を徴収する規定が定められています。なお、イベント等に合わせた出店いただく場合は協力者と捉えており、指定管理者にも柔軟な対応を取っていただいているのが現状でございます。当施設の設置目的達成のため、今後ともケースに応じた対応としてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小松正年君）

それでは、再質問ありますか。

砂場議員。

○1番（砂場明君）

答弁ありがとうございます。

まず、1番目と2番目は概ねいい答弁だと思われるので特に質問はございませんが、2番目の問いのところで、今後の利用といたしまして今までのイベントの中で本当に各種いろいろな業者といたしましうか、キッチンカーを含め出させていただきました。

ただ、それを見ると、やはりイベントの中でのキッチンカーの出店ですので、やっぱりそこに元々人が集まることが条件ですので、結構な売り上げといたしましうか、出店者の方からも好評を得ているというのは聞いております。

今後は、先ほど質問の中にもありましたが、やはりあれだけの施設でございますので、何とか収益を得る方法はないかと思ひ、4番目の質問にもつながっていくわけではございますが。

この施設は大体総工事費として約4億5800万円かかっておりまして、指定管理料、昨年度は初年度ということでちょっと積算が甘かったのか約1900万円の指定管理料で、510万円を町に返金していると聞いております。約1400万円かかっています。今年、令和7年は1880万円ぐらいの概算を要求しているということです。今後指定管理料としても大体1800万円から1900万円ぐらいの指定管理料はかかるのではないかという話を聞いております。これだけのお金をかけることですので、人が集うのは大変いいことだとは思ひのですが、その人が集った中で、施設としてやっぱり収益を上げるということも今後考えていかなきゃいけないのかなと。

その中で、4番目の答弁の中に、利用料の2倍の金額を徴収する規定が定められているとありました。これに関しては現在の部屋の使用料を掛ける2倍ということで聞いておりますが、あくまで占有しない限りはなかなか徴収も難しい。つまり、入口から入ってすぐにキッチンと部屋があります。そこは一般の方々も共有されているスペースなので、あそこで例えばカフェをやるといっても、キッチンスペースは200円ですから掛ける2倍で徴収できますが、部屋の徴収までいけるのかなということも考えられますし、また、施設の中でそうやって商売される方がいるとすればそれは対応できるのですが、外でキッチンカーを出したいという要望があったときに、出店料は

かからないという話になってきます。

そこで、今後事業として展開する場合にはどれぐらいの周知が必要かということにはなってきますが、私が思うに、やはり定期的に事業者がそこで商売をしていただく、例えば毎週土曜日は何かしらのキッチンカーが来てあそこに行けば物が買えるとか、例えば月に1回ぐらいは、浦臼にも牡丹そばという伝統的な団体がありますので、月に1回ぐらいはそこで商売していただくとか、そういう商売をする機会も設けていただければなと考えているのですが、そう考えると、なかなかその出店料を制定しない限りは難しいのかなという気がしますので、もう少し考えていただきたいと思うのですが、いかがでございましょうか。

それと3番目の子どもの利用ですが、最後の方に年齢による一律の減免措置を講ずることに関しては、質問にあるとおり子どもの減免は好ましくないと。だけど、何かしらのサービスといいましょうか、そういうことで減免する可能性はあると捉えてよろしいのでしょうか。ここがもう一度聞きたいところではあります。

そして減免という意味では、えみるの使用料に関して以前に町の職員の方とも話したことはあるのですが、高校生、中学生があそこを借りるということはカラオケが主体になると思うのですが、高校生だけ、もしくは中学生だけでそんなに需要があるのかというのがまず一つ着眼点として出まして、そのあとに言われたのが、子どもといえども部屋を占有するわけだから、利用料がかかるのはいたし方ないという話も聞きました。それはよく問題に挙がるB & Gもそうですよね。小学生、中学生は使う分には無料ですが占有するにはお金がかかると、そういう理屈なのかなと僕は捉えたのですが。

それで、まず需要の面なののですが、需要と供給というのは鶏と卵みたいな話になりまして、需要があるから供給を作るのか、もしくは供給するから需要が増えるのか、どちらの面もあると思います。その話をした後に指定管理者とちょっとお話をしますと、高校生同士もしくは中学生同士でカラオケを利用した件も、多くはありませんがありました。ですので、全てを減免というわけにはなかなか今の答弁を聞く限り難しいのかとは思いますが、サービスという面でやってはいかがかなと思うのです。

なぜそう思うかといいますと、もちろん子どもたちにこの町で楽しんでいただくことが主体として考えてはいるのですが、やっぱり利用を促すことによって必要経費の収入を上げるということも一つ大事な点だと思っております。というのは、部屋に関しては使われなければ使われただけで、使った分の収入があるだけですが、あそこにはカラオケの設備がございまして、カラオケの設備は使わなくてもリース料が発生するわけですので、ただ放置しておくよりは使ったほうがいいのかと思ってます。

ちなみにですが、カラオケの利用料はリース代ひと月3万800円、1年で36万9600円になります。それでこの1年間の利用者はどうかといいますと、717名の利用があり、うち減免者、高齢者の方ですね、減免者が584名いたということでした。利用時間は208時間、1時間のカラオケ利用料は500円ですので、これを掛けますと10万4000円ということになります。この36万9600円という金

額を1年間、カラオケの利用料で収入を得るとしたら1年間で740時間必要なわけですね。1か月になると61時間で、毎日2時間皆さんに利用していただいてやっとカラオケの利用料が出るという計算になります。さすがにこれを全て利用料で賄うのはちょっと現実的な数字ではないかなと思います。このカラオケ設備のリース料を賄うという観点からも、利用をもっと促してはどうかと。

そのためには、サービスということも考えられるのではないかなと思います。ではどういうサービスかということ、例えばフライヤーやチラシ、もしくは割引チケット等々を発行し、先ほどの長時間は困るということであれば、例えば学生さんであれば2時間までなら部屋代無料にしますとか、あとは一般の方であれば3時間以上利用するとルーム料を半額にしますとか、そういうサービスもこれから考えていってもいいのではないかなと思います。そういうサービスを指定管理者にある種一任して、いろんなサービスを提供するという事は可能な話なのか聞きたいと思います。

それともう一つ、ちょっと今の話も関連があるのですが、途中でマージャンの卓が町に寄贈されました。それで利用はどうなるのかなと思って注目していましたが、結構な方が利用されているということで、とてもいい話だなと思っております。そのマージャンの利用でちょっと耳に挟んだのですが、このたびみどり学園の方々が事業として月2回、マージャン大会といたしましょうか、マージャンの事業を行うということで、それ自体はいいことだなと思います。どういう条件なのか尋ねると、部屋代と冷暖房料が無料という話を聞きました。部屋代に関しては先ほどの話もあるとおり、部屋代はどんどんサービスしても必要経費を稼げればそれでいいのではないかなというのが、僕らといたしましょうか民間の考え方の一つでもあるのですが。ちょっとこの話を聞いたときに不思議なところが二つございまして、まず70歳以上の高齢者の方は減免ということはどうなっております。ただみどり学園の事業としてというのなら、みどり学園は65歳以上ではなかったかなと記憶していますが、そうすると今後事業を展開する場合に70歳未満の方も入るのではないかなということが一つと、あとは先ほど言ったとおり、必要経費まで無料にする必要があるのかが疑問にあります。そのいきさつはどういうことなのかと話を聞いたときに、元々みどり学園としてカラオケの事業も行っているそうで、カラオケの事業に関しては、500円のリース料といいますか費用はいただいておりますが、部屋代と冷暖房料は無料という話を聞きました。その中で、今回マージャンの事業をするときに同条件でお願いしますと指定管理者に言われ、そのまま聞いたそうです。

この話を聞いて、ちょっと二つほどお尋ねしますが、まずみどり学園の事業として行うことによってルーム料と冷暖房料を無料にするという判断は、誰がどのような経緯で行ったのか聞きたいと思います。それともう一つは、団体に申し込んだからそういう特別なことが許されるのであれば、例えば似たような団体、老人クラブだとか、あとはもっと幅を広げると70歳以上の方が所属しているような団体の方が似たような申し出をされた場合の対応はどうするのか、ということを知りたいと思いますので、ちょっと長くなりましたが答弁の方よろしくお願ひいたします。

○議長（小松正年君）

答弁お願いいたします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

はい、それでは全てお答え切れるかどうかちょっと心配ですけど、とりあえずお答えをさせていただきます。

まず出店料の関係になろうかと思えますけれど、答弁の中でもお話をいたしました。が、イベントと合わせて出店していただくような方は室内であっても室外であっても一切出店料としてはいただいているのが現状です。それはあくまでもイベントの一部という捉え方をしております。来ていただけるお客様に喜んでいただける出し物といえますか、そういうものの一つとして捉えておりますので、そちらからは取っておりません。

規定上、2倍の料金を取るという設定はしておりますけれど、想定的には有料の部屋を使う場合の、あくまでも本当に商業的利用といえますか、例えば物販ですとかあるいは整体等のサービスの提供といった、あくまでも商業利用というくくりの中でご利用いただいた場合という、今の原則的な考え方而言えば、そういう形で徴収するという形を取っております。

ただ、議員がおっしゃるような大きなお金がかかって運営されている施設ではありませんので、当然収益的な部分も考えていかなければならないというご指摘は重々承知します。まずは1年経過いたしまして、何とか人を集める施設にしたいというのが第1の目的でもありましたので、そちらの部分につきましては少し置き去りにになっていた部分もございますけれど、今後、軌道に乗ってきている状況にもありますので、それらも含めて指定管理者と検討させていただきたいと思えます。

ただ、キッチンカーというものは本当に各地の公園ですとか道の駅ですとか、多くの場所に毎週のように出店されております。そちらの方はどのような形で出店料というのを徴収しているものなのか、少し調べてからの対応になろうかと思えますので、よろしくお願ひいたしたいと思えます。

次に小中高生からの減免措置ということですが、ご質問いただきまして少し調べさせていただきましたが、小・中・高、それぞれ対応が違うというのがわかりました。カラオケの部分については、小学生につきましては保護者同伴でなければ認めないという形が取られておりますし、中学生は駄目ではないのですが、帰宅してから改めて来場しての利用は認めるといふか、止めてないという形だとお伺ひしておりますし、高校生につきましては特に何があるわけでもありません。

そのように対応が違う中で、一律減免というのがすぐできるかなというのが、ちょっと内部で話した中でのものがございますので、それらの整合性といえますか、違和感のない形を取り組める方法が見つけ出せれば改めて検討させていただきたいと思えます。

マージャンの件ですけれども、みどり学園の件と言った方がよろしいですかね。みどり学園自体、町が設置しております団体ですし、基本的にはこういう対応で来たところではございます。その年齢的な括りと団体的な括りで対応が違うのかということ

ですが、その辺りをどのような話し合いを持って決定したのかは、すいません、その場に居合わせたわけではないので細かいところはちょっとわかりませんが、基本的にはみどり学園は私が学園長でもありますし、町設置の事業ということで減免措置を取ってきたのがこれまでの経過でもございますので、みどり学園の扱いにつきましては、そのような形で進められたのは今のところ間違いではないと思っております。

ただ、他団体との整合性がどうなのかというところにつきましては、今突然いただいた質問でございますので、明確にちょっとお答えしきれないところがありますので、改めて内部で協議をさせていただきたいと思っております。

○1番（砂場明君）

指定管理者がいろんなサービスを行うことは可能かということも聞いています。何かチラシとかフライヤーとかを撒いて、部屋代、ルーム代をサービスしますとかそういうサービスを指定管理者の判断の下に行っているのかという質問をしたのですが、それはどうでしょうか。

○議長（小松正年君）

続けてください。

○町長（川畑智昭君）

申し訳ありません。

やること自体は問題ありません。ただ、役場の担当と協議の上、実行していただくことにつきましては問題はないかと思っております。

○議長（小松正年君）

それでは、再々質問ありますか。

砂場議員。

○1番（砂場明君）

答弁ありがとうございました。

まず、今の再質問についての答弁はいいと言いましょうか、納得できる部分も多かったのですが、後は決まっていない部分だけ調べていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと1年経過いたしましたして、この1年の中で何か問題はあるかというのは僕も見させていただいて、春・夏・秋は大した問題はないと思うのですが、やはり冬、この豪雪地帯の冬の運営でトラブルとかがないかなというのを気にしていたのですが、少し出てきましたのでその対応も聞きます。

建物の西側といいましょうか、駐輪場とか喫煙室になっているところに大きな室外機がございます、室外機というのは水がポタポタ垂れてくる現象があります。あそこは吹きさらしになっておりまして、南風も北風も西風もずっと当りっ放しの状態なので、気づいたときには氷の層になっているのですね、床というか地面が。だからそこで、多いところで大体5センチから10センチぐらいの氷の層が今年の冬は出来上がっていました。そのことに関して指定管理者も所管に相談したという話は聞いておりますが、そうならない対応ができるのかどうかを一つお聞きいたします。

それともう一つは、やはり冬ということで駐車場の除雪がございます。あそこの除

雪は町の除雪センターが保健センターから降りていって、ホイールローダーか何かで押していくのかなというイメージですが、駐車場に関しては除雪しないということを利用者は認識しておりますので、除雪されていない中に何台か車を止めた利用者さんがいたわけですね。危ないと思い、指定管理者の方でテープを貼ったりコーンを置いたりして、あそこの駐車利用はできませんということで今年の冬は乗り切ったそうです。

まず聞くのは、駐車場の除雪、あそこを開けないという判断と理由はどういう経緯があったのかというのが一つと、これはもう再々質問ですので一緒に質問しますが、あそこは確かに道とすぐ隣接しているので雪の押場がないのかなというイメージはあるのですが、全部とは言いませんけれども、駐車場の半分ぐらいは除雪をして、車で言えば3から4、5台ぐらいは止められるスペースがあったほうがいいのではないかと。そしてやはり冬ですので、えみるの利用者を見ましても高齢者の方がやはり多いです。利用していただく分にはありがたいのですが、冬になると交通手段が限られてきますので、車で来る場合に、ましてやイベント等があったときには、あそこの駐車場が止められないことになったので、こっち側でこのように止めたということもありまして、そこだけでは賄いきれない部分もございました。できれば数台分でもいいので除雪する体制を整えていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

以上2点、よろしくをお願いします。

○議長（小松正年君）

城宝課長。

○総務課長（城宝睦巳君）

砂場議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、西側の室外機の部分でございますが、状況につきましては担当課の方で把握してございます。どうしても寒冷地ということで、ドレーンを設置して水を逃がすということが凍結の関係上難しいということで、確か下の方に、記憶では溶かすような設備もあるのですが、間に合っていないということだと思われれます。なので、ちょっと状況の改善については確認しつつ、どこまで対応できるかという部分は検討していかなければならないと思ってございます。

それから駐車場の除雪の件でございますけれども、町といたしましては、開けないという認識は持っていなかった、というのが今年の冬になります。先ほど危ないということで、テープを指定管理者の方で張られていたということも承知してございまして、そのテープがあることによって重機が入れなかった、ということも聞いてございますので、そこら辺は除雪する側としていただく施設側との連携がちょっと不足してしまったのかなという反省点はありますので、今回の事象を踏まえて、次の冬に関しては少し改善できるように取り組んでいきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（小松正年君）

ここで暫時休憩とさせていただきますして、答弁について調整していただきたいと思います。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時42分

○議長（小松正年君）

それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

補足説明等がございますので、お願いいたします。

横井局長。

○教育委員会事務局長（横井正樹君）

先ほどの再質問の中で、みどり学園がえみるを利用するときに施設使用料と冷暖房料を払っていないというお話になっていたかと思いますが、施設使用料については減免の対象になっておりますけれども、冷暖房料については減免の対象になっていませんので、今年度支払う予定でいまして、この後補正予算で出てくることになっております。

以上です。

○議長（小松正年君）

以上で質問を終わります。

それでは発言順位2番、静川広巳議員。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

それでは、令和7年第2回定例会における一般質問を町長並びに教育長に質問させていただきたいと思っております。

1点でございます。中学生の制服の在り方であります。

近年、全国で「性の多様性に対応する制服の在り方」が問われるようになり、最近ではそのことが、制服変更の主な理由になるケースが全国的に増加しております。

性の多様性に配慮しつつ、全ての生徒にとって着心地や精神的に気持ちの良いものが必要になることが考えられます。

性別で制服を決めるのではなく、どの制服でも着用できるよう選択することが必要で、選択肢を増やすことで、学校生活を送る上での不安を少しでも解消していくことが必要だと思っておりますが、教育長はどう思われるかお伺いいたしたいと思っております。

また、町長は浦臼町パートナーシップ宣誓制度を制定しようと考えていますが、このことは性の多様性を認め合い、誰もが個人として尊重され、自分らしく人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるまちづくりを目指すためと考えておられるのではと思っておりますが、このことは、性の多様性を理解した上での判断だと思われまますので、学生の制服の在り方については、町長は性の多様性の観点からどのように思われるか、お伺いいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

静川議員のご質問にお答えをいたします。

現在、中学校では「学校生活のきまり」の中で制服についての記載があり、男子については「黒の詰め襟学生服の上下」、女子については「セーラー服とし下はスカート若しくはスラックス」としております。

性的マイノリティに対する理解が進む中で、性の多様性について教職員の知識や理解を深めるとともに、児童生徒が性の多様性を認め合い、安心して学校生活を送ることができる環境づくりを進めていくことは大変重要だと考えておりますし、環境づくりの一つとして、議員ご指摘の性別によって制服を区別するのではなく、選択肢の多様化を図ることが必要であるとの考え方や制服変更の動きについては、理解をしております。

また、制服以外でも髪型やトイレの利用など、学校生活における各場面での配慮が、児童生徒の不安を解消していくために必要だと考えております。

現在の学生服とセーラー服では選択肢が少ない環境ではありますが、生徒個々の状況に応じた指導や支援を行い、不安の解消に努めてまいります。

なお、制服自体の見直しにつきましては、現在、保護者などからの要望はありませんが、今後見直しの必要性を判断しなければならないようなときには、小中学校のPTAをはじめ、多くの町民の方々のご意見をいただき理解を得た上で行わなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

引き続き、静川議員のご質問にお答えいたします。

質問でございます「パートナーシップ宣誓制度」と「学生の制服の在り方」に対する性の多様性の理解については、若干異なるものであり、対応については混同しないことが必要であると考えております。

まず、「パートナーシップ宣誓制度」につきましては、ジェンダーアイデンティティの多様性、ジェンダーアイデンティティとは自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無または程度に係る意識のことでございますけれど、この点や性的指向を含めた広い意味での性的マイノリティについて深く理解し、社会全体で偏見や差別をなくし、誰もが自分らしく、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるまちづくりを目指して制定するものでございます。

また「生徒の制服の在り方」につきましては、先に説明しました広い意味での性的マイノリティについて、児童生徒の発達段階に応じた理解、自他の人権の尊重などを十分理解した上で、特に性自認の不一致などに配慮したものであると考えております。

以上のことを理解した上で、制服の在り方につきましては、今後の状況の変化に応

じ、関係者や地域の方々の理解を得た上で行わなければならないとする教育長の答弁のとおりと考えているところです。

以上です。

○議長（小松正年君）

それでは再質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

これは今始まった問題かどうかはちょっとわかりませんが、最近特に多くなりましたね。全国的にもこの話が出ていまして、特に見直そうとするところがほとんど大手制服メーカーといいますか、学生服メーカー。固有名詞出したらあれですけど、トンボとかカンコーとか、あとはエルメスでしたかね、そういう大手学生服メーカーなんかは逆に、もうこういう時代だよと。だから、子どもたちの声に対応して、気軽に行けるように学生服も変えましょうと、そういうふうに時代がもう変わってきている。学生服メーカーも、すぐそれに対応できる時代に今はなっているということですね。

近隣では、聞くところによりますと隣の滝川市が昨年、中学校の制服を変えましたということですね。あと、空知管内でもどこかでありましたね。それとこの間びっくりしたのですが、新聞に載っていましたが、私がこの質問を起こしてから、こんなことをやっているところがあるのだと思ったのが由仁町ですね。今、由仁町が中学校の制服を、私は今の学生服から違う学生服、多様性の学生服にしようとしているのですが、由仁町はもっと飛び越えて、もう制服をなくそうという動きが出てきて、それを議論しようということによって由仁町がこの間出ていました。それも一つの議論で、制服自体を廃止しようという議論も今はもう出てくるぐらい、子どもたちの今の環境を変えてあげよう、そして学校生活を本当に有意義にしてあげようというのが今の教育、親としても教育側からしても子どもたちに対するそういう方向性が強く出ているのが現実だと思っています。

私はですね、学生服は学校のきまりであるかもしれないけれども、町側といいますか、教育委員会側が変えることに問題はないと私は思っています。

これ聞きたいのですが、学生服買うときにお金がかかるのですが、町が支援、一部支援しているという話は私聞いたことないのですが、そういう支援があるのかどうか聞きたいのですが。学生服、あれ1着買うと5万円か6万円ぐらいするんですね。おそらくこれ、全部個人負担というか、家族が負担して買っているのだと思います。中には聞くところによると、成長が早いと3年間で2回も買い換える人もいます。個人負担で多分買っていると思いますが、あんまり町が負担しているとは聞いたことがないのでね。

結局これをいつやろうかと言ったら、私は来年やっていいと思っています。もうこれは、町がいろいろ議論してどうのこうのという問題ではないだろうと私は思っています。結局、では来年から変えましょうと買って買うのも家族個人の負担ですから、町側に全くそういうことは影響がないので。同じお金を出すなら、子どもたちが自由

に好きな学生服、セーラー服じゃないけれども、多様性の服で自由に、上着なんかは揃っているブレザーみたいなタイプが多いですけれども、そういったものを着ていろいろやりくりできながら学校に通えるという、そういうことが私は一番望ましいのではないかなと思っています。

確か明苑中学校でしたか、そこが1年生から昨年変えて、あとの2年生3年生との境目はどうしても仕方ないだろうと思っています。いつやっても、段階的にはどこかで必ず切り替わるので、学校の中で制服が違うというのはある程度やむを得ないことだと思いますが、そこは私、問題ないだろうと思っています。逆に、由仁町が考えている制服を全てなくすというのは、ちょっと私は抵抗があるのですが。制服をなくして自由な服装にするとなかなか、特に女性なんかは毎回同じ服を着られないから、服を買うのも結構大変かなという気はします。

だから着やすい、ある程度決まったような簡単な服、そういうタイプがあればすごくいいかなという気はしていますので、その辺よく考えてもらいたいかなと思っています。この辺、町は支援を行うということも何か考えているみたいな話もしていますが、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

それからもう一つ、私、ここですごく不思議なことがあったのですが、教育長も町長も、制服を変えることについて保護者などからの要望はありませんと言いますが、保護者はもう決まったものだと思っていますから、多分そんな要望はないのだろうと思っています。教育委員会側にちょっと質問したいのは、制服について過去に議論したことがあるのかをお聞きしたいと思います。多様性の問題云々は関係なく、過去に学生服とかセーラー服みたいな部分から違う制服に変えようかという議論をしたことがあるかをお聞きしたいと思います。

それからもう1点は、これ、町長と教育長も一緒なのですが、今後の見直しの必要性はあるが、PTAをはじめ多くの町民の方々のご意見をいただき、とあります。子どもたちは町民のご意見を聞かないと服を着られないのかとか、その服じゃないと駄目だと言うのか、子どもたちは町民のために服を着ているのかなという判断に、変なとり方をすると思ってしまうのですが。町民がいいよって言わないと駄目なのかなと思ってしまうのですが、この辺ちょっと質問です。

以上です。

○議長（小松正年君）

町長と教育長両方でいいですね。

答弁をお願いいたします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の支援ということですのでけれども、先ほど静川議員からもありましたが、中空知管内を見たときにブレザーとか、ジェンダーレスとかジェンダーフリーの制服と言われるものにしていくところが芦別市、砂川市、それからさっき静川議員がおっしゃった滝川市の3校のうちの1校というのが現状でして、それ以外につきまし

ては学生服とセーラー服です。

購入に対する補助事業等を行っているところは、現在のところ把握してございません。制服に関してですけれども、現状、浦臼町に限らず近隣もそうだと思うのですが、制服を着て登校する機会というのが年間10回ないぐらいでありまして、通常はジャージを来て登校しているというのが実情でございます。

制服を来て登校するのは、入学式、卒業式、始業式、終業式、それから学校祭、修学旅行等の、学校でこの日は制服を着て来なさいと言ったときだけということでございます。それ以外は通常ジャージを着ているというのが現状でございます。しかも、毎年それぞれの保護者が制服を購入するのではなくて、そういった使用機会が少ないものですから、過去に使った制服を譲り受けながら使っているというようなケースが大変多いような状況と聞いております。

そういったことから、一斉に変えるということになると、そこら辺の支援というのを検討していかなければいけないかもしれませんが、現状は近隣等の状況も踏まえて、そのようなことにつきましては考えておりません。

それから、過去に制服の変更について検討したことがあるかというご質問でありましたけれども、それにつきましては、私が教育長を拝命してからは、そういったジェンダーフリーの観点等から制服を変えるというような検討はしておりません。ただ、浦臼町のセーラー服の線がちょっと特殊で、取り扱っている業者が発注する件で、通常の一般的な線では駄目なのかというような、そういった質問がありまして検討した経過はございます。

それから、町民の意見ということでございますけれども、結局、中学校は3年間なのですよね、3年たてば生徒は総入れ替えということになります。生徒の意見だけということになりますと、3年ごとに生徒の考えが変わったり、意見が変わるというようなことにもなりかねませんので、やっぱりある一定の基準を持って、恒久的というか、そういった考えを持って制服というのは決められるべきなのかなと。もう既に変えているところにつきましても、何種類か提示して、住民の方に投票をいただいて制服を決めるというようなプロセスを行っているところもあると聞いております。そういうことで、生徒だけの考えでというのはちょっとどうなのかなと思っているところであります。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

お答えいたします。

まず、制服の更新といいますか変更につきましては、学校という限られた環境の中で実際に制服を着るのは生徒たちということになりますので、学校サイド、あるいは教育委員会、さらには父兄の方の十分な話し合いがあって、そういう方向性に決まれば町としてもそれを支援する、応援するという形を取っていくことになるかと思っておりますけれども、あくまでも前提としてはその場での、学校サイドでの検討を終えて十分に

議論を尽くされた上で、方向性を決定していただければ、それを町が支えるという形になるかと思えます。

あと、制服に対する補助金の話聞いたことがあるというようなお話だったかと思えますけれど、まだ具体的にそういう話が出てきていない段階ですので、補助をする、しないというような話を内部的にも持ったことはありませんので、どちらからお聞きされたのかちょっとわかりませんが、町としては、今は検討をしている段階ではありません。

以上です。

○議長（小松正年君）

それでは、再々質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

ありがとうございます。

まず、教育長、ジャージが多いと。私も孫がいっぱいいますからわかりますけれど、確かにジャージ、多いですよ。特にすごく目立ったのがコロナ感染のときですか、やっぱり着やすくて動きやすいということで、特にジャージをすごく頻繁に着ていたような気がします。

子どもたちがなぜジャージを着るのかといいますと、要は学生服、セーラー服を着たくないのです。極端な話、堅苦しくて機能性が悪い。結局、本当はすごく着やすくていい制服だったらジャージじゃなくて、日常でも胸張って歩けるような制服であればいいのかもしれませんが、やっぱりそういう部分で着たくないからジャージなのです。

これ、うちの孫も言っていましたけど、制服は着たくないからジャージを着ているのだという話でしたけど、やっぱりその辺はね、ジャージが多いから制服はこんなのがいいのだというのは、私はちょっと考え方が違うかなという気はしていますので。その辺もちょっと考えてみてはと思っています。

それから町民も含めて住民の理解を得るのだと言いますが、私はどうも、そこはどんなのかなという気はしています。結局、教育委員会側、町側として子どもたちにいいように、きちんと学校に通わせるためにはこういうものだよという、例えば町民に対してもしくはPTAに対しても、そういったリーダーシップを取ってこれからの子どもたちにはこういう制服を着せましょう、この方が子どもたちも勉強しやすいからいいよと、なぜできないのかが私ちょっと不思議です。逆に、町民の意見を聞かないとできないという他力本願的な、ちょっと責任逃れの部分に聞こえてしまうので、この辺はしっかり子どもたちのために、こうしたいというリーダーシップをとっていただきたいと私は思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまの質問にお答えをいたします。

ちょっとはっきりしたことが答弁しづらいのですけれども、今までいた過去の校長から私が聞いた話では、どちらで登校してもいいのではなくて、通常はジャージで登校するように学校で指導していると今まで聞いていましたし、そう判断していましたので、今、どちらで登校してもよくて、制服が嫌だからジャージで登校しているというのは今、初めて聞きましたので、ちょっと確認をしたいと思います。恐らく私の思い違いでなければ、通常はジャージで登校することが、ある時期から中学校側でそのようにしているというような認識でございます。

それから制服を変えるということで、教育委員会等がリーダーシップを取ってもいいのではないかというお話がありました。これにつきましては、今後制服を変えるというようなことになれば、恐らくジェンダーフリータイプの、ブレザースタイルの制服にこれからの時代はなっていくのかなと考えますけれども、ただ、どの時点で変えるのか、どのタイミングで変えていくのかにつきましては、やっぱり保護者をはじめとした皆さんの理解が必要なのかなと思っております。

それから制服については、最終的に制服を決める権限というのは学校長が持っています。ですから、我々もそこに対していろんなご意見等を伺いながら、意見交換を今後していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

それではここで暫時休憩といたします。

休憩時間を11時20分までといたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時18分

○議長（小松正年君）

それでは、全員おそろいですので会議を再開いたします。

発言順位3番、土屋慎一議員。

土屋議員。

○2番（土屋慎一君）

それでは、令和7年第2回定例会におきまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

質問は、浦臼町におけるパートナーシップ宣誓制度の導入に当たりまして、町長にお伺いしたいと思っております。

LGBTQ+（性的少数者）に対する理解を含め、偏見や差別をなくす社会の動きは進みつつあります。

まずもって、私はこの世の中の流れ、つまり性的少数者に対する理解及び差別をなくす社会の動きについては、賛成の意思を持っております。

浦臼町では、同性パートナーシップ宣誓制度はまだ導入されておられません。

現状、同性のカップルの関係を法律的に認めるものはなく、婚姻と同様の権利を得

られるものではありませんが、近隣町村を含め、それに代わるパートナーシップ宣誓制度を導入し、同性カップルにも一定の権利や便宜を付与しています。

浦臼町における同性パートナーシップ宣誓制度に関する対応状況と、差別や偏見のない社会づくりの基本的な浦臼町の方針を、ご質問いたしたいと思います。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

土屋議員のご質問にお答えいたします。

まず、パートナーシップ宣誓制度に関する状況についてですが、既に全国各地で多くの自治体がこの制度を採用しており、北海道内でも令和7年4月1日現在で41の自治体がこの制度を導入しております。こうした背景を受けて、本町としてもパートナーシップ宣誓制度の導入について、先般、議会に対してその方針を説明させていただきました。その際、「町民に対する事前の周知や合意形成が不十分ではないか」とのご意見を頂戴したことから、性急に進めるのではなく、町民の皆様のご理解を深めた上で導入を図るよう改めたところでございます。

今後はパブリックコメントを実施し、町広報紙や町公式ホームページなどの広報媒体を活用しながら、制度に対する町民理解の醸成に努め、適切な時期に導入を図ってまいります。

次に、パートナーシップ宣誓制度に関する基本的な町の方針といたしましては、LGBTQ+に限らず、性別、年齢、国籍、障がいの有無などに関わらず、全ての人々が尊重され、差別や偏見のない共生社会を築いていくことが、行政を預かる私たちの当然の責務であり、多様性に対する基本方針となります。

ただし、多様性を尊重する社会の実現には、異なる価値観や立場を持つ方々の理解と合意が前提となりますので、先行自治体の事例を参考にしながら、今後の社会情勢の変化や国・道の動向も注意しつつ、拙速に過ぎることなく、着実に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（小松正年君）

それでは、再質問ございますか。

土屋議員。

○2番（土屋慎一君）

答弁どうもありがとうございました。

今の社会は当然のことながら、性的マイノリティを理解するということに進んでいるような流れになっておりますが、反面、アメリカにおいては多様性を否定するような動きもあります。それに伴って支援のストップ、それから世界がどの方向に向かっていくのかがまだ不明なところであり、予断を許さないところでございます。

そういう時代だからこそ、人権、国の柱としてこの問題は進んでいかなければいけないことで、それは国ばかりではなく、浦臼町も理解とそれから支援をしていくこと

が、誰に対しても安心安全で生活できる浦臼町を目標とする進みに合致しているところだと私は考えております。

制度が定められる本当の大切な意味は何かと申しますと、当然のことながら、形、手続きとか、そういうのが進むのも大事なのですけれども、一番大切なことは何かと申しますと、それが町民に対して広く知られるところ、そして広く受け入れられるところというのが、一番大切な問題かと思えます。

私は俗に言う、世間で言われる昭和の人間でございますから、まだまだ理解できない部分というのたくさんありますけれども、平成生まれの自分の子どもにこの問題を聞いてみますと、さほど問題がないと。それぞれの自由があるから、それはそれぞれでやっているのだから、偏見や差別を持つ必要は全くないというような回答が返ってきたのですけれども、大正時代の方はもう意見を聞く場がないかもしれないですけれども、昭和初期から平成にかけて生まれた私たちにとって、この世の中を認める、このような状況に性的マイノリティの方をきちんと社会で受け入れる状況を作ることが大切であると私は思います。

町長の答弁にありましたけれども、パブリックコメント等々を実施して広報活動をして、皆様の理解を得られた上で、浦臼町でもパートナーシップの宣誓について認める方向で進んでいきたいというお答えがありました。そういう制度を整備すること以外にも、広報誌もしくはパブリックコメントで意見をもらうところで、町民全ての方が、そういう方が来られたときに受け入れて、安心して浦臼町で生活できることが実現できるかというところは、どのように考えているか再質問させていただきたいと思えます。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

今回、町民の方の理解を深めた上で進めたいということで答弁をさせていただいたところでございます。細かな中身につきまして、これによって何がどう変わるのかという部分につきましては、先月の協議会の場でお話をさせていただきましたし、今日もこの後、改めて詳細についてお話をさせていただきたいと思えます。

前回話したように、本当にこの宣誓制度によって変わるということのは本当にまだまだ限られた段階でございますので、それを適切に運用していくというのが今、行政としてできる本当にわずかなことでございます。特に公営住宅の入居に関する部分につきましては、今回の大きな部分であろうかと思えますけれども、あくまでも公住についてだけの話でございます。一軒家なり民間のアパートを借りる際には、全く行政としてはその部分に関われないというような状況でもありますので、本当に限られた改正の中で、町としては本当に丁寧な説明といいますか、アドバイス等を含めましてお話をさせていただいて適切な運用を図っていくぐらいが、今できるお話なのかなと考えております。

以上です。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

土屋議員。

○2番（土屋慎一君）

今、町長の方からできる範囲の中で浦臼町も進めていきたい発言がありました。

元々このLGBTQに関しましては、2023年、令和5年6月16日の日に国の参議院本会議におきまして、LGBT理解増進法という法律が可決、成立いたしました。この法律の中で一番重視される場所は何かと申しますと、性的指向におきまして、それが原因となる不当な差別はあってはならないということが名言化されているところでございます。

しかしながら、このことに関しましてそれぞれが、自分自身が受け入れるという状況になりますと、当然のことながら既存の倫理感とか、それから差別の影響におきまして、例えばあるべき家族の崩壊、つまりお父さんがいてお母さんがいて子どもがいるという、あるべき家族の崩壊が進むのではないかと。それからトランス女性脅威論といまして、見かけは女性の姿をしているのだけれども、それを利用して本当は男性だけれども、女性専用の施設を使用するというような、そういうことを考える人が出てくるのではないかとという不安もないわけではありません。

今の世界は、差別は実存しておりまして、それを解消するに至ってはまだありません。しかしながら、偏見や誤解が社会に残っている状態であるからこそ、私たち一人一人が他者を理解すること、それから差別なく、全ての町民が自分らしく生きていける状況を作ることが、町として我々としての責務であると私は考えております。

差別を受ける本人だけではなくて、周りの人間がそれを受け入れる状態になるということが、制度とか法律を変えるということよりも、もっと根本的に私たちが考えなければいけないことであると思います。

今回の質問に当たりまして、これから制度的にはどんどん進んでいくことが予想されますけれども、それぞれ何よりも、町長がいつもお話のときに、浦臼町というのは安心安全で生活できるすばらしい町であるというようにお話をよく耳に聞かせていただいております。全ての浦臼町民が自分らしく、そして安心して生活していくというところを考えますと、いろんな問題があるとは思いますが、そのことを念頭にただ単に制度だけを整備すればいいというわけではなくて、進めてもらいたいなと思うところでございますが、先ほど言った、これからどのように進んでいくかわからないけれども、ということは理解できますが、もっと根本的な差別をなくす、それから性的マイノリティの方々に理解を示すという方向を、ただパートナーシップだけに限定するわけではなくて、いろんな方面に対して町として差別をなくす、安心して生活ができる浦臼町であるというところに着眼して、何か広報活動以外に専門の先生を呼んで講演を聞いたりとか、それから町の方でそのような勉強会を開いたりといった計画があるかどうか、それが立てられるかどうかを再々質問させていただきたいと思っております。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

ただいまお話しいただきましたけれど、話としては本当に、世界的な規模での話だと思っております。日本というのはこういう面に関してはどうしても遅れてくる国だと思っておりますので、少し遅れながらも法的な整備がなされてきつつあり、それでもまだまだな部分がございますけれど、多少なりとも進んできていて、ようやくその端、断片が浦臼町にも届いたような形でありまして、今回の提案とさせていただいたわけです。まず第一は、日本全体がそういう空気になるのがまず先の話だと思っておりますので、小さな町単体でできることということのも多分限られているのだろうと私は思っておりますけれど、多分同時並行で今後とも進んでいくことになろうかと思いません。

大きな流れとしては国や道が作った中で、町としてできることをやっていく、進めていくというのが今後の進め方になろうかと思っておりますので、土屋議員がおっしゃるように本当に率先して積極的にという形では、今の段階では考えておりませんが、やはりこういうのは社会の空気とか流れとか、風潮とかがそういうふうに変わってきた中で、町として取り組めるべきは取り組んでいくという形で今後とも進めてまいりたいと思いません。

講演会などの開催につきましては、今のところは考えておりません。今後は町単体が適切なのか、あるいはもう少し広域的な形での開催なり参加が適切なのかを含めて検討はさせていただきたいと思いません。

以上です。

○議長（小松正年君）

それでは、昼食休憩のため休憩といたします。

再開時間を午後 1 時 3 0 分といたします。

休憩 午前 1 1 時 3 3 分

再開 午後 1 時 3 0 分

○議長（小松正年君）

それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

発言順位 4 番、高田英利議員。

高田議員。

○3 番（高田英利君）

それでは令和 7 年度第 2 回定例会におきまして、一般質問を 1 点させていただきます。町長にお伺いをいたします。

集落支援員制度の活用ということでご質問をさせていただきます。

平成 2 0 年度から総務省が推し進める制度として集落支援員という制度があります。

集落支援員とは地域の実情に詳しく、集落対策の推進についてのノウハウ・知見を有した人材が自治体から委嘱を受け、自治体職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施する制度とあります。

集落支援員制度は専任と兼任があり、それぞれの委嘱状況により総務省から自治体に対する財政処置、いわゆる特別交付税として、支援員1人当たり専任でここには395万円とありますが、最新の資料を調べたところ1人500万円の上限で支援があるというように記載されておりました。また、他の業務と兼任の場合は、40万円を上限として交付されます。

これに似た制度として地域おこし協力隊がありますが、活動の期限が3年間となっているが、集落支援員については活動期間に制限はありません。

活動内容については高齢者の見守りから地域おこし、各種支援活動、ワークショップの開催等、多岐にわたっています。近隣の自治体でも、専任・兼任共に多くの支援員を委嘱している状況にあるようです。浦臼町でも今後、集落支援員制度に取り組んではどうでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（小松正年君）

答弁お願いいたします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

高田議員のご質問にお答えいたします。

近年、全国各地の地域社会において、人口減少や少子高齢化が進行しており、地域コミュニティの機能低下や、日常生活を支える担い手不足など、さまざまな課題が顕在化しています。国におきましても、こうした地域課題に対応するため、地域の実態に即した柔軟な人材の配置を促進する施策が進められており、この課題に対するための制度の一つとして、今回のご質問にあります「集落支援員」制度があるものと承知しております。

この制度に対する特別交付税による財政措置は近年拡充傾向にあり、令和6年度特交ベースでは、全道で32団体・93名、空知管内では2市3町で11名の集落支援員が専任で配置されております。

こうした財源措置を活用しつつ、集落の課題を明確化し、解決に向けた活動を実践する人材を配置することは、有効な手段の一つと考えられます。

一方で、集落支援員の必須業務となる「集落点検の実施」、「集落のあり方についての話し合い促進」を効果的に実施していくためには、地域の実情や住民ニーズを十分に把握し、自発的に行動できる柔軟な適任者を確保することが必要ですが、こうした人材の選任は容易ではなく、制度を活用する上での大きな課題であると捉えています。

外部人材の登用も制度上可能とはなっておりますが、集落支援員の必須業務を考慮すると、本町に在住あるいは何らかの関わりを持ち、地域に精通した人材が最適であると考えられます。

ご質問にもありましたが、地域おこし協力隊員は現在3名が、それぞれの知見や経

験を活かして、地域との関係構築や本町での定住に向けて積極的に取り組んでいるところ。近隣における採用事例といたしまして、地域おこし協力隊員から集落支援員への移行も確認されておりまして、課題全般ではなく農業など特定分野に重点を置いた形態で配置している実例もございます。

集落支援員制度の活用につきましては、地域の課題解決のための有効性は理解するものでありますので、地域おこし協力隊や特定業務への採用も含めた柔軟な考え方に立った上で、適材の確保に向け今後とも取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小松正年君）

それでは、再質問ございますか。

高田議員。

○3番（高田英利君）

ご答弁ありがとうございました。

私もこの制度があるのは前から承知をしておりましたし、いずれは浦臼町でも思っていたのも事実です。ただ、一般質問で質問を起こしてやる方がいいのかという思いも抱きながら、今日まで経過したわけでありまして、質問に至った経緯として、やはり町の職員と住民との対話といいますか関わりといいますか、そういうものがなかなか希薄になっているというか住民からの意見の発信の場がなかなか役場に伝わっていない状況もあるのかなという思いの中から、こういう支援制度もあるので活用してはという思いに至った経過があります。

見ておきますと、役場の職員についてはやはり日頃の業務があるということで、なかなか地域に出向いて、地域住民との話を聞く機会も少ないのではないかなという思いがあります。確かに私たち議員も地域の中の一員ですので、地域の課題や意見を聞くのが私たちの仕事でもありますし、私達はその任に当たるのが筋といえば筋な部分もないとは言いませんが、やはりせつかくある制度ですので、それらを活用しながら町と町民との意見の調和や疎通を図っていくことが必要なのかなという思いでいます。

集落支援員制度につきましては、先ほど町長のお答えにもありましたとおり、北海道でも一定数の自治体が採用しているところですし、近隣の町で言えば、専任の集落支援員については美唄市が1名、深川市が3名、上砂川町が1名、秩父別町が2名、北竜町が4名採用されていると総務省のデータの中では示されておりまして、兼任につきましては岩見沢市が1名、美唄市が19名、北竜町が10名委嘱して活動に当たっていただいているという状況にあるようです。

多くの支援員の方々がやはり役場の元職員であったり、あるいは自治、地方自治にある程度精通している方が多くなっているというデータもあるのですが、町長の言われたとおり、その人材をどうするかという問題は確かに私も感じるところでありますし、浦臼町の人口千五百何十人の中で、その人材をどう見つけていくのかという部分も、確かに課題としてないわけではないのですが、私の思いとしてはやはり地域のコミュニティだったり、それぞれの地域の課題・情報などをしっかり聞いていただ

ける集落支援員の方を選任して委嘱をして、それぞれ地域の課題などに当たっていただくことがいいのかなという思いでいます。

集落支援員の活動の内容につきましては、いろんな活動の仕方があるというように書かれておりまして、例えば表題にもありましたとおり、高齢者の見守りも然りですし、移住定住支援だとか、あるいは一次産業の支援などもあるようですし、場所によっては有害鳥獣対策であったり生活支援、例えば家事の代行だとか、北海道、ここと言えばおそらく除雪の支援だとかいろんなことも考えられると思いますし、あとは育児子育て支援なんかもやっている活動もあるようです。

それに伴って、おそらく支援員としての結果も求められる場面も当然あるのかなと思いますし、それらの結果に伴っては、地域のにぎわいの創設だとか、あるいは高齢者の生きがいの創設、地域振興の創設なども結果として出ている自治体はあるように書かれてはいるのですが、一朝一夕でそんな施策が簡単にできるとは私も思っていませんし、選任された支援員の方が長い時間をかけて地域との対話を進めながら行っていくことが、この支援制度のあり方なのかなと私は思っています。

地域おこし協力隊の場合は3年間でやはり結果を出して、最終目的はここに定住をすることが最終目的かなと思っておりませんが、支援員の方につきましてはほとんどの方が住んでいる自治体から支援員としての委嘱を受けているという状況にあるようですので、先ほど町長も外部からの場合もあるとは言っておられたのですが、やはり地域の実情を知っている住民の方に、その辺はしっかりとお願いをして取り進めていくことが一番肝心な部分なのかなと感じております。

支援員が全ての問題に取り組むことは当然厳しいですし、その支援員の方々がそれぞれ目的なり課題を持った中で取り組んでいただくような、町との連携も当然必要なのかなと思っています。支援員の方を町長がもし採用していただけるという考えの中で進めていけるのであれば、やはり1人とは言わず、2人3人という支援体制を敷いて、それぞれ晩生内・中央・鶴沼とは言いませんけども、1人では厳しい場合も当然あると思いますので、専任か兼任かといういろんな問題はあるかと思いますが、その辺も含めて複数人の中で推し進めるのはいかがかなという思いでいますが、町長はいかがですか。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

今、いろいろお話をいただきましたけれども本当にそのとおりでして、国からかなり大きな支援をいただいてこういう人材を配置することができるという意味では、本当にいい制度だとは考えております。

ただ、1回目の答弁でもお話ししましたとおり、適材といいますか適任者をいかに確保するかというのが、本当にこの制度の一番の課題だと思っております。

実は数年前に一度、今も続いているのですけれど、先ほども農業等に特化した支援員を置いているところもあるとお話ししましたが、管内で配置している市町村の名前

が出ておりましたその中にもあるのですが、例えば農協職員を退職された方を農業分野の支援員に、新規就農者も含めた中での支援員として配置しているような町もございます。そのあたりをうちも何とか活用できないかということで議論になったことはありましたが、やはり適任者という意味では、なかなか想定できずに今に至っているような状況があります。そういう方を置いて地域と町との橋渡しをやっていただければ、本当に有効な策だと考えております。

あともう1点、農業には限らないのですが、先ほどもお話ししましたけれども、地域おこし協力隊上がりの方が支援員になっている例もございます。その方は当然地域とのやりとりもあるのですが、地域に新しく入られた協力隊員の方との橋渡しも含めて、スムーズに人の流れを作っていくという部分も担われていると聞いておりますので、今すぐ町にいる誰かを支援員にというのがなかなかすぐ想定できないですし、専任も難しいということではありますが、特定の業務に絞った中でそういう方の採用が、今後ともというか今すぐでもいいのですが、そういう人材が確保できたときにはすぐにでもこの制度に乗っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（小松正年君）

それでは、再々質問ございますか。

高田議員。

○3番（高田英利君）

ありがとうございます。

町長が言われたとおり人材確保が、というのは私も感じるところです。制度としてはやはり自治体の職員と協力してという部分があるかと思しますので、問題意識を持つ部分としてはやはり、町の職員も一体となりながら推し進めていくことが大事なのかなと思います。

もし新制度を活用していただけることになれば、私たちもそれは応援するところですし、何とか地域を盛り上げるためにもいい制度かなと感じておりますので、ぜひご検討いただければと思います。

答弁は必要ありませんので、よろしく願いいたします。

○議長（小松正年君）

それでは次に、発言順位5番、野崎敬恭議員。

野崎議員。

○4番（野崎敬恭君）

令和7年第2回定例会の一般質問において、町長に浦臼のキングメルティーについてお伺いいたします。

今年3月、浦臼町の特産品であるキングメルティーメロンの魅力をもっと地域に発信したいということで、町内の4人の農家が「うらうすキングメルティー愛好会」を立ち上げました。

愛好会では小学校への出前授業を行い、キングメルティーの種まきを9月に実施していますが、今後収穫までの指導をしていくと思われれます。

浦臼町の特産品としてキングメルティーは水稻に並びネームバリューがあります。愛好会ができたことで新規就農者や地域おこし協力隊員とのマッチングなどによって、キングメルティーの加工品の生産などにつながっていくのではないのでしょうか。それによって人口の増加、少子化の抑制などにも良い影響があるのではないのでしょうか。

町としても特産品であるキングメルティーを守るために取り組んでいただきたいと思いますと考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

野崎議員のご質問にお答えいたします。

キングメルティーはその豊潤な香りと食感から多くの消費者に愛され、長い歴史を重ねてまいりました。特産品であるキングメルティーの作付継承については、地域の農業振興と食文化の継承において非常に重要と考えており、私も就任以来この課題に取り組んできたところです。令和4年にはメロン生産者と意見交換会を実施し、以後若手農業者と情報交換を不定期ですが継続してまいりました。その中で、キングメルティーの知名度を上げ収益を上げなければ、次世代に残すことはできないなど切実なご意見をいただいたところです。

これまでの対応といたしまして、農業者が抱えるさまざまな課題に対応し、新たな取り組みや技術導入を促進することを目的として「浦臼町農業活性化支援事業補助金」を制度化し、町内で生産された農畜産物及び加工品のブランド化推進を目的に補助する「ブランド力UP事業」などにより、付加価値をつけリピーターの増加や新規顧客の獲得に向けた支援を行ってまいりました。

また、これと並行いたしまして農産物の「稼ぐ力」を高めることを目的としたブランディング支援事業を総務省の地域創造アドバイザー制度を活用し、令和5年度から3年計画で実施しています。昨年はキングメルティーをブランディング事業のモデル作物と位置付け、直売・JA出荷生産者グループの伴走支援を実施し、JAも参画いただいた中で共通ロゴの制作や販売箱のデザインなどを含めた浦臼ブランドを立ち上げたところです。また、ご質問にもありましたキングメルティーに強い思いを持つ若手生産者4人による「うらうすキングメルティー愛好会」の設立を支援し、商品の魅力の町内外への発信や食育に関する体制構築が図られたところです。最終年の今年度につきましては、農産物全体のブランド化支援として、全国ユーザーを持つECサイト「旅する久世副e商店」に参画し、浦臼産農産物の認知度向上と高付加価値化、そして全国的なブランド化を目指して取り組んでまいります。

加工品の開発につきましては、北海道アグリマートに対し、キングメルティーの規格外品を提供いただき、メロンジャムに加工して昨年末から販売を開始しています。また、現在同社と愛好会、産業課で協議を重ねながらメロンジュースの試作を行っており、今年度中の販売を予定しているところです。

以上がブランディング事業の概要でございます。これらの事業を通じて、町とキン

グメルティー生産者が、地域ブランドの更なる確立と向上に努めることにより「稼ぐ力」を高め、他の農家の作付拡大や新規就農者の確保と定着を促進する有効な手段と考えておりますので、今後とも生産者と連携を取りながら事業を継続してまいります。

以上です。

○議長（小松正年君）

それでは、再質問ございますか。

野崎議員。

○4番（野崎敬恭君）

町の人口が大幅に減少していく浦臼において、ちょっと新規参入の方の話にも入っていきなと思っておりますけども。

この間、キングメルティー愛好会の会長さんと話をいたしまして、仲間の増えることはどうですかというお話をしました。会長さんは大歓迎するとのことでした。

町が新規就農者の受け入れに約3年前から手厚く予算を組んでいることは喜ばしいことと思っております。効果はまだありません。他町村から見ても浦臼町はかなり手厚い施策を組んでいるとは思っております。ですが、新規参入の就農者には研修内容を充実させ、独立志望の新規参入希望者には研修1年後から町が研修地などを貸与し、研修と同時にうらうすキングメルティー愛好会などの方々の力を借り、新規就農者に経営や課題を相談できるパートナーや横のつながりを持ってもらう。2年目からは更に研修と同時に、町から借りた土地での実施研修も行うといった研修のあり方も必要ではないでしょうか。そうすることで研修と自分の就農の経費など、経営経験と農業者の仲間づくり、経営のノウハウなど、自身の失敗や成功なども踏まえて、他の部会とのつながりも持って、若い農業者仲間も増え、就農者自身の営農への自信にもつながるではないでしょうか。メルティーの会も仲間の発掘になり、お互いに浦臼農業の若返りになると思われます。

また、町の就農者募集で、町から借りた土地で2年目からは実践的な研修、就農も兼ねた研修訓練を行えば時間短縮にもなり、定着率もよくなるのではないかと。就農先進地ではこのような手法で、新規就農者の離農を防ぎ、就農率を上げている町もございます。それには町が研修農地、遊休農地を借り上げておくことが必要と思います。町も新規就農の予算を組んだのでありますから、もうそろそろ効果を期待したいと思っておりますが、町長の考えはいかがでございましょうか。

○議長（小松正年君）

よろしいですか。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

ご質問が浦臼のキングメルティーということですので、キングメルティーに関わる回答をさせていただきたいと思っております。

本当に若い方4人と、4人以外にもメロン作付農家いらっしゃるのですけれど、何

回かお話をさせていただいて、ご提案もいただいたところです。やはり共通しているのは、少ない棟数といいますか面積では、なかなか経営といいますか生活が成り立たないというのが皆さんの共通したご意見です。どの方もやはり水田とメロンを併せて栽培している方で、メロン専業という方はほぼいらっしゃらないという中で、今浦臼のメロンが成り立っているわけです。そこに新しい方を募集するとなると、いきなりでは技術は身についても、例えばお1人かご家族持ちかは別として、そういう食べていかなければならないというレベルに達するのは、そう容易ではないという話も伺っております。

ですから、野崎議員につきましては以前から研修農地のお話も出ておりますけれど、本当に技術的なものはカバーできるのですが、そのあと食べていくという意味をどうカバーしていくかが大きな課題となっているところです。

一つの提案としていただいたのは法人就農というような形、メロンを栽培している方が法人化した上で、そこに新規就農者を迎え入れたらどうかという意見もあったところですが、まだそこには至っておりませんが、何らかの対策で来ていただきやすい体制をまず作って、そこに迎え入れて将来につなげていくという形で今考えております。かなりハードルが高いのはわかっておりますけれど、何とかこの浦臼町にキングメルティーを残したいという強い思いがありますので、今後ともそういう対策を続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松正年君）

それでは、再々質問ございますか。

野崎議員。

○4番（野崎敬恭君）

キングメルティーから就農という問題にちょっと飛ばしましたけれど、それでもこのキングメルティーというネームバリューがやっぱりここまでついていると、それから愛好会という団体できたということ、これはやっぱりこの商品がいい商品であると、それからやり方によっては伸びていったり、この団体に入ったり、それからミニトマトなんかでも、いろんな農産物とマッチングさせながらこうやっていくことが、とりあえず就農してもらおうということが大切なことではないのかな、そのように思っています。

このまま人口減少が進んで供給が入っていかないと、本当に農業自体ちょっと傾いてくるのではないかと、そのように危惧するところでございます。かなり難しい問題ではあると思いますが、でも環境さえ整ってれば、以前私が新規就農者に入ってもらったときはある程度の環境があって、そしたらそこにポンと入れたのでね、最終的な結末はちょっと不幸なことになりましたが。

でも、環境を整えてやるという気構えをやっぱり町が持っていただくことが大切なのではないかな。看板やら何やらだけで新規就農者募集としても、浦臼の施策を見ても新規就農者とか参入者が入るのにはかなり手厚く、ほかの町よりはかなり手厚いなと僕も感じています。だけど、それだけでは入ってこれないという事情もあるので、

もう一步その先に、入ってきやすい環境を整えてやるということがこの問題を、1人でも2人でも1軒でも2軒でも増やしていくためには必要ではないのかなと、そのように考えています。

町長の考えをお聞かせください。

○教育長（河本浩昭君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

キングメルティーに関わっての話ですけど、本当に今回の4人がああいったグループを結成していただいたというのは本当にありがたかったですし、まだまだ皆さん若いですからこの先もずっと関わっていただけるという、これが一つのチャンスになるのかなとは思っております。

確かにハードルは高いのですが、あの方々だけじゃなくて若い方々の力を借りながら、今後とも新規就農には努めていきたいと思えます。

一つだけ言えるのは、やはり後発ということで、先輩の新規就農者がいないという部分もかなり聞いているところもありますので、まずは第1号を確保するために努力していきたいと思えます。

以上です。

○議長（小松正年君）

これをもって、一般質問を終わります。

◎日程第6 報告第1号

○議長（小松正年君）

日程第6、報告第1号 継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。
報告内容の説明を求めます。

安田主幹。

○総務課主幹（安田良弘君）

それでは、議案書の4ページをお開きください。

報告第1号 継続費繰越計算書の報告について。

令和6年度浦臼町一般会計継続費繰越計算書を別紙のとおり調整したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和7年6月12日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、地方自治法施行令の規定により5月31日までに繰越計算書を調製いたしましたので、今回その内容をご報告させていただくものでございます。

次のページをお開きください。

令和6年度浦臼町一般会計に係る継続費繰越計算書でございます。

4款衛生費、3項診療所費、事業名、町立診療所管理費といたしまして継続費の総

額 4 億 7 4 5 2 万 3 0 0 0 円。

令和 6 年度継続費予算現額、予算計上額 1 億 7 1 0 7 万 2 0 0 0 円。

支出済額及び支出見込額は、同額の 1 億 7 1 0 7 万 2 0 0 0 円でございます。

なお、当計算書のとおり、令和 6 年度事業分は年度内に支出を全て終えておりますことから、残額並びに翌年度通次繰越額はございません。

以上が、報告第 1 号の内容でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

報告第 1 号 継続費繰越計算書の報告については、報告済みとします。

◎日程第 7 報告第 2 号

○議長（小松正年君）

日程第 7、報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告内容の説明を求めます。

上嶋課長。

○建設課長（上嶋俊文君）

報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書の報告について

令和 6 年度浦臼町下水道事業会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方公営企業法第 2 6 条第 3 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 1 2 日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございます。令和 6 年度浦臼町下水道事業会計予算の繰越明許費につきまして、地方公営企業法の規定により、繰越計算書を調製しましたので、今回その内容を報告するものでございます。

次のページをお開きください。

令和 6 年度浦臼町下水道事業会計予算繰越計算書。

地方公営企業法第 2 6 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額でございます。

第 1 款資本的支出、1 項建設改良費、事業名、石狩川流域下水道事業。令和 6 年度の予算計上額でございますが、3 1 6 万 9 0 0 0 円のうち、令和 6 年度中の支払義務発生額 1 1 2 万 9 2 0 4 円。

翌年度、令和 7 年度への繰越額でございますが、2 0 3 万 6 0 0 0 円でございます。

この翌年度繰越額の財源内訳でございますが、企業債が 1 9 9 万円、当年度分損益勘定留保資金 4 万 6 0 0 0 円で、不要額につきましては 3 7 9 6 円でございます。

この内容につきましては、石狩川流域水管橋更新工事に伴います施工位置・施工方

法につきまして、河川管理者との協議に不測の日数を要し、年度内に事業を完成することができないことが理由でございます。

以上が、報告第2号の内容説明でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告については、報告済みといたします。

◎日程第8 報告第3号

○議長（小松正年君）

日程第8、報告第3号 浦臼町土地開発公社の経営状況の報告についてを議題とします。

報告内容の説明を求めます。

安田主幹。

○総務課主幹（安田良弘君）

それでは、議案書の8ページをお開きください。

報告第3号 浦臼町土地開発公社の経営状況の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、浦臼町土地開発公社の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和7年6月12日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、地方自治法の規定により、浦臼町土地開発公社に係る令和6年度事業報告及び決算報告、並びに令和7年度事業計画及び事業予算に関する書類を作成し、今回その内容を報告させていただくものでございます。

本報告案件につきましては、報告書として配付させていただいておりますことから、要点についてのみご説明とさせていただきます。

初めに、令和6年度の事業及び決算状況をご説明申し上げます。別冊令和6年度事業報告書及び収入支出決算書の2ページをお開きください。

本公社が平成28年度より計画を進めてまいりました「旧田宮団地分譲事業」は、令和3年度をもちまして完売するに至りましたことから、令和6年度におきましては主立った事業はございませんでした。

住宅既設地の4区画につきましては、町と協議を行い、早期販売に向けて、また「浦5分譲地事業」につきましては、町内動向を勘案し、計画を進めてまいりたいと思っております。

次に、理事会の開催状況でございますが、当年度につきましては3回の開催となっ

ており、内容につきましては報告書記載のとおりでございますのでご高覧いただきたいと存じます。

続きまして、決算状況をご説明いたしますので、次のページをお開きください。

浦臼町土地開発公社決算報告の（１）決算運用書をご覧ください。

収入決算額につきましては、前年度繰越金、事業外収入の受取利息を合わせまして２２２万６５７３円でございます。

次のページをお開きください。

支出の執行額につきましては、人件費及び経費を合わせました一般管理費と繰越金を合わせまして、収入決算額と同額の２２２万６５７３円でございます。

詳細につきましては、次ページ以降の貸借対照表、損益計算書、財産目録、出資金明細表及びキャッシュフロー計算書をご高覧いただきたいと存じます。

続きまして、令和７年度事業計画及び収入支出予算についてご説明申し上げます。ページ飛びまして、別冊令和７年度事業計画書及び収入支出予算書の１３ページをお開きください。

令和７年度の事業計画につきましては、分譲事業計画といたしまして浦５分譲事業に係る用地測量等を計画してございます。金額並びに分譲地の概要につきましては記載のとおりでございますので、ご高覧いただきたいと存じます。

１５ページをお開きください。

令和７年度収入支出予算資金計画書でございます。

収入につきましては、前年度繰越金及び事業外収入を合わせまして２１０万９０００円を計上してございます。

次のページをお開きください。

支出につきましては、事業費及び公社の運営経費であります一般管理費のほか、予備費、繰越金を合わせまして、収入と同額の２１０万９０００円を計上してございます。

なお、人件費並びに経費明細書につきましては、１７ページに記載のとおりとなっておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。

以上、概要をご説明申し上げまして、浦臼町土地開発公社の経営状況のご報告とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

報告第３号 浦臼町土地開発公社の経営状況の報告については、報告済みとします。

◎日程第9 議案第27号

○議長（小松正年君）

日程第9、議案第27号 令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

安田主幹。

○総務課主幹（安田良弘君）

それでは、予算書のご用意をお願いいたします。

議案第27号 令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第3号）。

令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2307万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億6870万3000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債の補正」による。

令和7年6月12日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

初めに、第2表地方債の補正についてご説明をいたします。6ページをお開きください。

1. 追加でございます。

起債の目的、中津沿岸線道路改良舗装事業、限度額150万円でございます。本事業は、緊急自然災害防止対策事業債を充当する地方債として借り入れる事業費を追加するものでございます。起債の方法につきましては、証書借入、利率につきましては6.5%以内といたします。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率とするものでございます。償還の方法でございますが、政府資金につきましては、その融資条件によるものとし、銀行その他の場合にはその債権者と協定する者による、とするものでございます。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものといたします。

次に、歳入歳出予算の補正につきまして、まず歳出よりご説明申し上げます。9ページをお開きください。

主なものについてご説明を申し上げます。

2款総務費、1項1目一般管理費、補正額35万9000円の追加でございます。7節報償費におきまして、町政功労者1名及び特別表彰者1団体の表彰記念品購入に係る計上でございます。10節需用費におきまして、表彰に係る記念撮影費用、また、本庁舎正面玄関自動ドア駆動ユニット及び自動火災報知機更新に係る修繕料の計上でございます。

1 項 3 目企画費、補正額 7 6 万 2 0 0 0 円の追加でございます。1 1 節役務費及び 1 3 節使用料及び賃借料におきまして、ガバメントクラウド接続事業者の変更に係る費用を精査するものでございます。

1 0 目自治体情報システム標準化等事業費、補正額 3 8 5 万円の追加でございます。1 2 節委託料におきまして、国保標準システムのガバメントクラウド移行に係る費用を計上するものでございます。

4 款衛生費、2 項 3 目最終処分場管理費、補正額 5 万 9 0 0 0 円の追加でございます。1 7 節備品購入費におきまして、ポータブル水質測定器の更新費用を計上するものでございます。

5 款農林水産業費、1 項 3 目畜産業費、補正額 5 7 万 7 0 0 0 円の追加でございます。1 0 節需用費におきまして、雪害により損傷の浦臼台牧場退避舎シャッターの更新費用を計上するものでございます。

5 目農業振興費、補正額 1 6 3 4 万 7 0 0 0 円の追加でございます。1 8 節負担金補助及び交付金におきまして、3 点の補助金を追加計上するものでございます。1 点目の地域再生協議会活動事業補助金につきましては、畑地化促進事業に対する補助金でございます。財源につきましては、畑地化促進事業補助金を活用するものでございます。2 点目の農業次世代人材投資資金交付金につきましては、新規就農者の経営資金に対する交付金でございます。財源につきましては、農業次世代人材投資資金経営開始型交付事業補助金を活用するものでございます。3 点目の農地利用効率化等支援交付金につきましては、農地引受け力向上等に必要な農業用機械・施設の導入に対する交付金でございます。財源につきましては、強い農業づくり事業補助金を活用するものでございます。

1 2 ページをお開きください。

6 款商工費、1 項 2 目観光費、補正額 4 0 8 万 7 0 0 0 円の減でございます。1 2 節委託料におきまして、管理体制変更に伴う自然休養村センターセキュリティ業務委託費用の計上、地域おこし協力隊員を会計年度任用職員で採用することに伴う委託料の減額によるものでございます。1 8 節負担金補助及び交付金におきましては、1 2 節委託料にてご説明の会計年度任用職員に関連する補助金を計上するものでございます。

7 款土木費、1 項 2 目道路維持費、補正額 1 5 0 万円の追加でございます。1 2 節委託料におきまして、中津沿岸線横断管改修に伴う調査設計費用を計上するものでございます。

9 款教育費、4 項 2 目郷土資料館費、補正額 1 2 万円の追加でございます。1 0 節需用費におきまして、誘導灯更新費用を計上するものでございます。

1 1 款公債費、1 項 1 目元金、補正額 4 1 4 万 1 0 0 0 円の追加でございます。2 2 節償還金利子及び割引料におきまして、縁故債繰上償還実施分として増額するものでございます。財源につきましては、減債基金からの繰入れを行うものでございます。

2 目利子、補正額 1 0 0 0 円の追加でございます。2 2 節償還金利子及び割引料におきまして、元金に関連し、約定償還分、繰上償還分の利子をそれぞれ減額、追加す

るものでございます。

歳出合計2307万円の追加でございます。

以上が、歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。7ページをお開きください。

15款道支出金、2項4目農林水産業費道補助金、補正額1634万5000円の追加でございます。本補正予算の歳出におきまして計上してございます、農業振興費の3事業に係る補助金でございます。

19款諸収入、3項2目雑入、補正額1390万5000円の追加でございます。戸籍情報システム等標準化対応に係る補助金でございます。

20款町債、1項5目土木債、補正額150万円の追加でございます。中津沿岸線道路改良舗装事業に係る借入金でございます。

21款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額868万円の減でございます。1節財政調整基金繰入金におきまして、財源調整に伴い、財政調整基金に繰戻しを行うため減額するものでございます。3節減債基金繰入金におきまして、縁故債繰上償還のため、減債基金から繰入れするため増額するものでございます。

歳入合計、歳出と同額の2307万円の追加でございます。

以上が、議案第27号 令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第3号）の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

毎年、農政の方からいろんな国政だとか補助だとかの文章が来るので、それを確認していればわかることだと思うのですが、今回はこの補正の中で、確認も含めて質問させていただきたいと思います。

支出での農業振興費なのですが、再生協議会の追加、それから次世代人材は、これはいわゆる農業後継者の引き継ぎかなと思うのですが、農地利用効率化は、例えばスマート農業だとかに対する補助金なのかな、違うのかな。

昨年と比べるとこれが80万円ほどアップ。昨年も補正の中であって、今年は昨年よりアップしているのです。これは利用率、利用者がもう確定していて、いわゆる道に対する補助の申請をした額が載せられているのだと思うのだけれども、国の補助はありませんかというのが一つと、補助率と何名の方がOKになったのかという内容について、今ここでわかれば教えていただきたいなど。

○議長（小松正年君）

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

柴田議員のご質問にお答えいたします。

これは3事業とも補助対象人数が必要でしょうか。わかりました。

一つ目は地域再生協議会活動事業補助金ということで、先ほど総務課の安田主幹からも説明があったのですが、畑地化に対する土地改良区の決済金ということで、今年の土地改良区対象者が7人ということになってございます。その金額がここに書かれたとおりということでございます。

農業次世代人材投資交付金というのが、先ほどおっしゃったとおりの答えになっておりまして、1人の方が対象者となってございます。

農地利用効率化等支援交付金につきましては、これは10分の3の補助率で、今回は1人の方が該当になってございます。農業機械を買うということで計画してございます。

以上です。

○議長（小松正年君）

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

道の補助金が10分の3なのか、国と合わせて10分の3なのか、もう1回確認を。

○議長（小松正年君）

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

国の補助金が10分の3ということで、道からの補助金はございません。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

歳入の方では道の補助金の方に載っているものだから、ほかに国の補助金もあるのかなと思ってしまったものだから、それで確認の質問だったのですけれども。

○議長（小松正年君）

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

説明不足で申し訳ありません。

国から道に配分が来て、道から町に入るという形になりますので、結局道を介するだけで、補助金自体は国からということになっています。

以上です。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

土木費の、中津沿岸線横断管改修工事の設計委託料になるのですが。

過去にやった部分ではなかなか上手くいかなかったということで、今回改めて設計

の見直しみたいな形の委託をするわけですが。前回を含めて、ここの設計で例えば地質調査的なものとか、そういった今回、軟弱土壌だったようで敷設しても駄目だったよという部分で、この辺の土地の把握というものはどうしていたのかをちょっとお聞きしたい。

○議長（小松正年君）

上嶋課長。

○建設課長（上嶋利文君）

質問にお答えいたします。

前は地質調査というのは行わずに、軽量のものを使って実施するというのでその辺は割愛した経過があるのですけれども、今回につきましては軟弱地盤であろうという想定の下、その辺も加味した中でやるのですが、地質調査的なことは費用の関係上、今回はしない予定であります。

以上です。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第27号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第27号 令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

14時35分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時35分

○議長（小松正年君）

それでは休憩を閉じ、会議を再開します。

◎日程第10 議案第28号

○議長（小松正年君）

日程第10、議案第28号 令和7年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

國田主幹。

○住民課主幹（國田幹夫君）

議案第28号 令和7年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 規定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ66万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1254万円とする。

2 歳入歳出の補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月12日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

それでは歳出より説明いたしますので、8ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、20万9000円の追加でございます。24節積立金ですが、普通預金の利率が変更になり、基金定期を解約し普通預金に組替えするものであります。

4款保険医療費、1項1目特定健診事業費、86万9000円の減額でございます。特別会計事務担当職員変更に伴い、人件費の見直しを行ったためであります。

続きますして、歳入について説明申し上げます。6ページをお開き願います。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、20万9000円の追加でございます。歳出で説明いたしました基金定期を解約し、普通預金に組替えする金額を歳入に追加するものでございます。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金、86万9000円の減額でございます。歳出で説明いたしました事務担当職員変更に伴い、人件費の見直しを行ったため、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

歳入合計、歳出と同じ66万円の減額となっております。

以上が、議案第28号 令和7年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

説明は以上です。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第28号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第28号 令和7年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第29号

○議長（小松正年君）

日程第11、議案第29号 第5次浦臼町総合振興計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

早坂主幹。

○総務課主幹（早坂隆広君）

議案書の9ページをお開きください。

議案第29号 第5次浦臼町総合振興計画の策定について。

第5次浦臼町総合振興計画を別冊のとおり策定することについて、浦臼町議会の議決すべき事件に関する条例（平成26年浦臼町条例第5号）第2条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年6月12日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、現行の計画であります第4次浦臼町総合振興計画が令和6年度をもって終了したことから、引き続き総合的かつ計画的な行政運営を図るため、令和7年度を初年度とし、令和16年度までの10年間を計画期間とする第5次浦臼町総合振興計画を策定いたしたく、浦臼町議会の議決すべき事件に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

まず初めに、策定経過などについてご説明申し上げますので、別冊にて配付させていただいております第5次浦臼町総合振興計画（案）参考資料の1ページをお開きください。

策定作業の経過でございますが、令和5年9月から令和6年2月にかけて、第4次浦臼町総合振興計画後期基本計画の達成状況調査を庁内ヒアリング形式で実施

するとともに、調査結果報告書作成作業を実施してございます。

また、本作業と並行する形で、令和5年10月には町民の意識やニーズの動向を把握し、計画づくりの基礎資料を得るために町民アンケートを実施しております。調査対象につきましては、無作為に抽出いたしました中学生を除く15歳以上の町民1000名でございます。送付件数1000件に対しまして、有効回答数376件、有効回収率といたしましては37.6%でございました。

令和6年2月に1回目の浦臼町総合振興計画策定委員会を開催いたしました。この委員会は2ページの3.浦臼町総合振興計画策定委員会に記載がございます町民18名の構成となっており、総合振興計画策定作業についての説明と併せ、原案に対するご意見をいただいているところでございます。

その後、令和6年8月に実施いたしました町長インタビューや策定委員からの意見収集を行い、当該意見を反映させた計画原案の作成作業及び補修正作業を本年3月まで行っております。

令和7年3月4日から13日までパブリックコメントを町ホームページ及び町内公共施設4施設におきまして実施し、計画素案に対するご意見を募集したところでございます。

3月14日には第2回総合振興計画策定委員会を開催し、補修正作業を行った計画原案につきましてご説明申し上げ、ご承認を得た計画原案を計画素案とし、ご決定いただいたところでございます。

3月28日には町長から総合開発審議会へ計画素案の諮問を行い、同日令和6年度第1回総合開発審議会を開催してございます。

5月27日には令和7年度第1回総合開発審議会が開催され、計画素案の補修正内容、町長への答申案のご審議を経て、審議会終了後、町長に対し答申がなされたものでございます。

以上が、策定経過のご説明でございます。

それでは第5次総合振興計画案をご覧いただきたいと思いますが、本計画案につきましては、本町が10年後にあたる令和16年度に目指す姿と、それを実現するための計画の体系や施策の大綱などを示した基本構想に基づき、今後行う主要施策等を示したもので、社会環境の変化に対応できるよう、前期・後期に分けて策定する基本計画に区分してございます。

今回策定いたしました基本計画につきましては、令和7年度から令和11年度までの5か年を対象とした前期基本計画としてございます。

それではまず、表紙をめくっていただきまして、上段に浦臼町民の誓い、下段に町の花・木を記載してございます。

1ページめくっていただきまして、次に目次でございます。

本計画につきましては序論、基本構想、前期基本計画の構想となっております。

2ページをお開きください。

序論では2ページから3ページにおきまして、計画の目的と役割、計画の構成と期間といった計画の基本的事項を記載しているほか、4ページから9ページにかけまし

て、町の概要として本町の地勢などについてまとめているほか、総人口や高齢化率、財政指標などを人口規模の近い自治体と比較するとともに、町民アンケートの結果の一部を抜粋して掲載してございます。

10ページから11ページでは、近年の社会情勢の変化を踏まえ、デジタル行政サービスによる住民の利便性向上や、防災・減災体制の更なる強化、脱炭素社会への取り組みなど、これからのまちづくりに加える新たな6つの視点を挙げております。

12ページから13ページでは、第4次浦臼町総合振興計画における各主要施策の達成度の自己評価、14ページでは、第4次浦臼町総合振興計画期間であります平成27年度から令和6年度までの10年間において、新たに行った施策を記載してございます。

15ページからは基本構想でございます。

16ページをお開きください。

まちづくりのキーワードといたしましては、次の世代を真剣に考え浦臼町民がよりよい暮らしができるようにするために、今何をすべきか、将来の浦臼町民のため、住民と行政が協力しながら、志を高く覚悟を持って挑戦していきましょうという思いを込めて、「志と覚悟を持って挑戦し、未来を拓く」としております。

また、全ての施策の共通理念といたしまして、持続可能な地域社会の構築、魅力ある地域づくり、住民参加型社会の実現をまちづくりの理念としてございます。

17ページをご覧ください。

産業、健康福祉、教育文化、生活環境、インフラ、行政経営の6つを基本目標と設定し、分野ごとに10年後に目指す姿を記載しております。

19ページから75ページまでは、令和7年度から令和11年度までを計画期間としております第5次浦臼町総合振興計画前期基本計画となっており、20ページから21ページの施策の体系に記載してございます基本構想に基づき設定しております6つの基本目標をタイトルとしており、関連する施策分野ごとに5年後に目指す姿や対応する指標、現状と課題、当該課題の解決や目標を達成するための取り組み内容などを整理、記載しているものでございます。

以上が、議案第29号 第5次浦臼町総合振興計画の策定についての内容でございます。ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第29号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第29号 第5次浦臼町総合振興計画の策定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第30号

○議長（小松正年君）

日程第12、議案第30号 浦臼町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

城宝課長。

○総務課長（城宝睦巳君）

議案書の10ページをお開き願います。

議案第30号 浦臼町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について。

浦臼町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年浦臼町条例第7号）の一部を次のように改正する。

令和7年6月12日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、本条例の規定を国の個人情報の保護に関する法律に照らして点検した結果、本条例内の規定間で矛盾が生じている箇所が判明したため、その整合性を図るほか、所要の文言整理を行うことにより本条例の適正な運用を図ろうとするものでございます。

内容につきましては新旧対照表にてご説明いたしますので、別冊参考資料1ページをお開き願います。

第1条の改正では、改正前の条文において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の規定により、一部の規定が適用されない、または読み替えて適用される場合を含む旨を規定しておりましたが、本条例においてのみ特別な取り扱いを定めているものではなく、当該文言を削ることでよりわかりやすい条文とするため、本条を改正しようとするものでございます。

第3条では、開示請求のあった日から開示決定等の期限に関する特例を規定しておりますが、まず、国の法律では、開示決定等の期限、並びに正当な理由がある場合に認められている期間の延長期間をそれぞれ30日以内と規定されているところ、本条例ではそれぞれについて14日以内と読み替える旨を規定しているところでござい

ます。一方、開示決定等の期限の特例に係る期間について、開示決定等の期限である読替え後の14日以内と正当な理由がある場合に認められている期間の延長期間である、読替え後の14日以内を合算した日数である28日以内と本来規定すべきところ、改正前条文においては、30日以内と規定されており、規定の内容に矛盾が生じていることから、適正な期限の特例期間である28日以内に改めようとするものでございます。

次に、第5条第1項第2号の改正では、第1条の改正において番号法に係る文言を削る改正をすることにより、当該法律を識別するための法令番号の記述が条文内に存在しなくなったことに伴い、番号法の法令番号であります

(平成25年法律第27号)を第2号中、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の次に加えようとするものでございます。

議案書の11ページにお戻り願います。

付則 本条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第30号 浦臼町個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(小松正年君)

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小松正年君)

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小松正年君)

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第30号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小松正年君)

起立全員です。

したがって、議案第30号 浦臼町個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第31号

○議長(小松正年君)

日程13、議案第31号 浦臼町税条例の一部を改正する条例についてを議題とし

ます。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○住民課長（明日見将幸君）

議案書の12ページをお開き願います。

議案第31号 浦臼町税条例の一部を改正する条例について。

浦臼町税条例（昭和25年浦臼町条例第13号）の一部を次のように改正する。

令和7年6月12日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和7年総務省令第30号）の公布に伴いまして、所要の改正が必要であるため本条例の改正を行うものでございます。

内容につきましては別冊参考資料にてご説明申し上げますので、資料の2ページ目をお開き願います。

このたびの条例改正でございますが、国の法律及び省令等の改正に伴いまして、浦臼町税条例を改正してございますけれども、主な部分をご説明申し上げます。

初めに、条例第18条の規定でございますが、公示送達についてインターネットなどを利用し、電子計算機の映像面に表示したものを閲覧することができる方法の定義を示したことによりまして、省令の改正により規定の整備を行うものでございます。

次に、条例第18条の3では、先ほどの条例第18条の改正に伴いまして、改正前地方税法施行規則から改正後施行規則へ文言を改めるものでございます。

次に、条例第34条の2では、所得の金額から控除すべき金額に「特定親族特別控除額」を加えるものとなっているものでございます。

3ページ目をお開き願います。

次に、条例第36条の2第1項でございますが、先ほどの条例第34条の2でありました「特定親族特別控除額」の創設に伴いまして、給与所得者、公的年金等受給者の町民税の申告義務に係ります規定の整備で文言を改めるものでございます。

4ページ目をお開き願います。

次に、条例第36条の3の2第1項第3号では、個人の町民税に係ります給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項に、特定親族の氏名を追加するものでございます。

5ページ目をお開き願います。

条例第36条の3の3第1項でございますが、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係ります提出義務規定に特定親族に係ります規定の追加、申告書の記載事項に特定親族の氏名を追加するものでございます。

次に、付則第16条の2の2では、町たばこ税につきまして、加熱式たばこの重量を紙巻きたばこの本数に換算する改正でございますので、資料の6ページをお開き願います。

まず第1号では、葉たばこを原料の全部又は一部とした加熱式たばこの重量の0.35グラムをもって、紙巻きたばこ1本に換算するものでございます。ただし、加熱式たばこ一本当たりの重量が0.35グラム未満である場合につきましては、加熱式たばこ一本をもって紙巻きたばこ1本に換算する方法となっているところでございます。

次に第2号でございますが、前項に掲げる以外の加熱式たばこを重量の0.2グラムをもって紙巻きたばこ1本に換算する方法で、加熱式たばこの品目ごとに1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、加熱式たばこの品目ごとの1個をもって、紙巻きたばこの20本に換算する方法でございます。

議案書の14ページをお開き願います。

付則 施行期日でございます。

第1条、この条例は令和8年1月1日から施行するものでございます。ただし、次の各号に定める規定につきましては、当該各号に定める日から施行するものとなっております。

次に第2条では、公示送達に関する経過措置を定めているものでございます。

次に第3条でございますが、町民税に関する経過措置を定めているものでございます。

次のページをお開き願います。

第4条では、たばこ税に関する経過措置を定めているところでございます。

以上が、議案第31号 浦臼町税条例の一部を改正する条例についてのご説明でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第31号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第31号 浦臼町税条例の一部を改正する条例については、原案

のとおり可決されました。

◎日程第14 諮問第1号

○議長（小松正年君）

日程第14、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項により、議会の意見を求める。

令和7年6月12日提出

浦臼町長 川畑智昭

住所につきましては、記載のとおりでございます。

氏名は、石 美紀子。

生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

推薦理由につきましては、任期満了によるものでございます。

なお、詳細な経歴等につきましては、次ページをご覧くださいと思います。

以上が、諮問第1号の内容でございます。十分にご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第1号については、お手元に配付のとおり答申したいと思えます。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配付の意見のとおり答申することに決定しました。

◎日程第15 意見書案第2号

○議長（小松正年君）

日程第15、意見書案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木

材産業施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、意見書案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり採択することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、意見書案第2号「ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり採択されました。

◎日程第16 所管事務調査について

○議長（小松正年君）

日程第16、所管事務調査についてを議題とします。

総務産業常任委員長から閉会中の事務調査について、会議規則第73条の規定により申し出があります。

お諮りします。

総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付するこ

とに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（小松正年君）

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全て終了しました。
したがって、令和7年第2回浦臼町議会定例会を閉会いたします。
本日は大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時06分